

聖籠町告示第 3 1 号

聖籠町寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 2 9 年 3 月 2 9 日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町寝たきり高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(償還払い)

第 6 条の 2 第 4 条の規定による紙おむつ引換券の交付を受けた者は、町指定の協力業者以外から紙おむつを購入した場合、聖籠町寝たきり高齢者等紙おむつ購入費償還払請求書(別記様式第 4 号)に購入した月分の紙おむつ引換券及び領収書を添えて、町長に請求することができる。ただし、購入後 1 月以内に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書を受理したときは、その内容を審査し適正と認めるときは、速やかに対象者に給付するものとする。ただし、給付額は、前項の申請において添付した紙おむつ引換券を上限とする。

別記様式第 3 号の次に次の様式を加える。

別記様式第4号(第6条の2関係)

聖籠町寝たきり高齢者等紙おむつ購入費償還払請求書

聖籠町長 様

請求者

氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

(対象者との関係 )

請求額 \_\_\_\_\_ 円

対象者氏名					
紙おむつ引換券	給付番号 第 _____ 号				
	年 _____ 月分				
振込先金融機関	銀行	支店	普・当	口座番号	
	農協	支所		口座名義人	

(添付書類)

- ・紙おむつ引換券
- ・領収書

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行日前に交付された紙おむつ引換券の取り扱いについては、なお従前のおりとする。